固定資産の現地調査を行っています!!

問合せ　役場税務課

固定資産税は３年に一度評価を見直すことになっており、３年度が見直しの年となっています。

そのため、固定資産税の適正な課税の確保を目的として、５月から地方税法 408 条に基づく現地調査を行っています。調査員が訪問しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

調査対象

町内の土地
町内の建物（住宅・物置・倉庫・車庫・店舗・工場等）

固定資産税の対象となる建物

1 土地と建物が固定されている

・建物と地面をコンクリートやアンカー等で固定している建物や、容易に動かせない建物

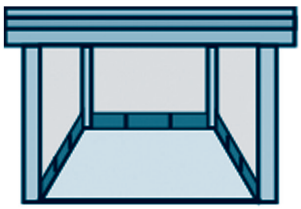

2 屋根と３方の壁に囲まれている

・風雨をある程度しのぐことができる屋根と、３方の壁（シャッター等を含む）に囲まれた建物

注意

- 建築確認申請が不要な 10 ㎡未満の建物も固定資産税の対象！
- どれだけ古い建物でも最低価格があるため固定資産税の対象！

固定資産税の対象とならない建物

1 土地と建物が固定されていない

・ブロックの上に置き、転倒防止用金具で留められた物置　等

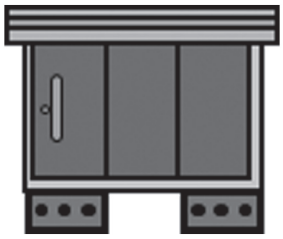

2 屋根と３方の壁に囲まれていない

・壁を設けないカーポート
・２方以上壁の空いた建物　等

調査内容

建物の所有者、建築年（根拠資料の提出は不要）、構造の聞き取り
建物の外部から周囲を測り面積を算定

税務課職員による自宅訪問

・身分証・名札を携帯しています
・上記調査のご協力をお願いします

チラシの投函または郵送

・不在の場合、右記チラシを投函または郵送します
・２週間以内にご返信ください